

21年度国民健康保険税の税率等を改定します

国民健康保険は、けがや病気などのときのために、加入する皆さんがお金を出し合って助け合う制度です。今号では、この制度の現状等と、国民健康保険税の税率等の改定についてお知らせします。詳しくは保険年金課国民健康保険係 ☎470・7733 へ。

国民健康保険制度の沿革と現状

国民健康保険制度は、農林水産業者および自営業の方を中心とする保険制度として創設されましたが、ほかの医療保険に属さない方すべてを被保険者としているため、高齢化や産業構造の変化等の影響を受けやすく、制度発足時と比べ高齢者の割合が増加するとともに、農林水産業や自営業の方の割合が減少し、年金受給者等の無職の方の加入割合が増加しています(表1参照)。

その結果、市町村の国民健康保険(以下、「国保」)の決算状況は、赤字基調で厳しいものとなっています(表2参照)。また、制度の構造的な問題等により、市町村においても改善に努めているものの、厳しい運営を余儀なくされています。

本来、国保制度は医療費の支払いに充てるべく、財源を

表2 国民健康保険(市町村)の収支状況(退職被保険者分を除く)

区 分	16年度	17年度	18年度
収入(合計額)	8兆3,954億円	8兆5,458億円	8兆9,595億円
支出(合計額)	8兆2,755億円	8兆4,461億円	8兆8,815億円
収支差引額	1,191億円	997億円	780億円
単年度収支差引額	▲830億円	▲1,121億円	▲823億円
一般会計繰入金(赤字補てんを目的とするもの)	▲3,288億円	▲3,697億円	▲3,236億円

※厚生労働省資料による。

表1 国保健康保険(市町村)の現状

区 分	平成18年度	昭和36年度
被保険者数(年度末)	4,738万人	4,511万人
対国民数比	36.8%	47.0%
1世帯当たり被保険者数	1.9人	4.2人
老人加入率	22.5%	4.8%
世帯主職業	農林水産業	44.7%
	自営業	24.2%
	被用者	13.9%
	無職者	9.4%
	その他	7.8%

※厚生労働省資料による。

当市の国保税の算定

国保税は、負担能力に応じて算出される「応能割(所得割と資産割)」と、受益者負担の意味合いから負担いただく「応益割(被保険者均等割(均等割)、世帯別平等割(平等

国や都などの公費による負担(50%)と国保税(50%)によって賄うとされています。しかし、現実には国保税の歳入不足を、一般会計から赤字財政補てんとしての繰入金(当

市の19年度決算では6億200万円)によって補い、収支を保っている状況です。

21年度国保税の税率改定(後期支援分・介護分)について

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の医療費に要する費用に充てる財源は、患者負担を除き約50%を公費が負担し、10%を高齢者自身の保険料として負担します。残り40%を相互扶助の考え方により、現役世代が加入している医療

保険制度から保険料(税)として納めるとされ、国保では国保税に「後期支援分」として上乗せして賦課しています。また、介護サービスに要する費用に充てる財源は、50%を公費が負担し、残り50%を相互扶助の考え方により、40歳以上のすべての方が負担するとしています。

そのうち、40歳～64歳の方は、第2号被保険者として加

21年度の変更点

国民健康保険税の税率等について、21年度の変更点は次の通りです。

◎後期支援分

応能割の所得割税率は1.15%から1.4%になります。資産割税率は3.2%で現行通りです。応益割の均等割額は8,200円から9,400円に、平等割額は1,200円から1,800円になります。賦課限度額は12万円で現行通りです。

◎介護分

応能割の所得割税率は1.1%から1%になります。資産割税率は7%で現行通りです。応益割の均等割額は8,400円から8,000円に、平等割額は4,200円から4,000円に、賦課限度額は9万円から10万円になります。

検討の経過

入している医療保険制度から保険料(税)として納めるとされ、国保では、介護保険(介護 納付金相当分のうち国庫支出金等を除き、国保税に「介護分」として上乗せして賦課しています。

21年度の国保会計の中で、後期高齢者支援金として保険者が納付する費用の不足が見込まれること、介護保険納付金の減額が見込まれること、

また、介護分の限度額について政令で定める額に変更があったため、21年度国保税の税率等改定について検討を行う必要が生じました。このため、今年1月に国民健康保険運営協議会に対して、「国保税の税率等の改定」について諮問し、同協議会で改定の必要性や内容等を審議・検討し、答申が出されました。

この答申を受けて、3月に開催された第1回市議会定例会に国保条例の改正案を提案し、原案通り可決されました。

軽減措置制度について

国保税は目的税であり、原則、一般税のような非課税制度がありません。また所得の少ない方も、応分の応益割の国保税を負担することから、一定基準以下の所得世帯につ

いては、軽減制度が設けられています。

当市の場合、国保税における応益分の割合を国基準である45%以上としているため、世帯所得により応益割に関わる国保税の7割・5割・2割が軽減されています。なお、軽減相当額は、国や都などからの交付金等により補てんされます(応益割合が45%未満の市区町村では、6割・4割の軽減措置になります)。

①軽減判定(控除前) 所得が33万円以下の世帯Ⅱ(応益割に係る国保税の7割を軽減)

②軽減判定(控除前) 所得が33万円+(24万5000円×(世帯主を除く被保険者数+世帯主を除く特定同一世帯所属者数))以下の世帯Ⅱ(応益割に係る国保税の5割を軽減)

③軽減判定(控除前) 所得が33万円+(35万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数))以下の世帯Ⅱ(応益割に係る国保税の2割を軽減)

国保事業の健全運営に向けて

健やかで安心して過ごせる生活はすべての人の願いです。時代の変化に対応し、将来にわたって安定した国保事業の運営ができるように、国保税の税率等を改定しました。ご理解、ご協力をお願いします。

ご注意ください

市内で「ひったくり」が多発しています

20年中に田無警察署管内の東久留米市内で発生した「ひったくり」の件数は38件でした。19年に比べ13件も増加しています(同警察署手集計)。20年中に発生した「ひったくり」の特徴は次の通りです。

①午後8時前後に多発②被害者年齢は20歳代が最多で、次いで60歳代、50歳代③被害者の9割が女性で、犯人の6割がバイクを使用

「ひったくり」は、皆さんのちよつとした心掛けで防ぐことができる犯罪です。被害に

詳しくは警視庁生活安全総務課 ☎03・3581・4321(内線34913)、市防災防犯課防犯係 ☎470・7769へ。



▲自転車のカゴへ付けた「ひったくり防止ネット」の例

ひったくり被害に遭わないために

- ◎歩くとき、バッグ等は建物側・壁側に持ちましょう
- ◎自転車のカゴには「ひったくり防止ネット」を付けましょう
- ◎後方から自転車やバイクが近づいてきたら警戒しましょう

《今号の主な内容》

- ・国民健康保険制度の現状と21年度税率等を改定
- ・第2期東久留米市障害福祉計画を策定
- ・環境フェスティバル「草野満代氏の講演会
- ・大腸がん検診・肺がん検診を実施

1面
2面
4・5面
7面